

ネットとうほく 2015 (検) 第 9 号-7

平成 30 年 7 月 23 日

東京都港区虎ノ門 4-3-20

神谷町 MT ビル

A I G 損害保険株式会社 御 中

〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

貴社作成平成 30 年 2 月 6 日付によるご連絡ありがとうございました。
また、ご連絡が遅くなったこと、お詫び申し上げます。

送付いただきました貴社のパンフレット等を拝見しましたところ、「適用される割引率」に注釈を入れる対応がなされていることを確認しましたが、当団体としてはなお、景品表示法 5 条 2 号の有利誤認表示の疑義が残るものと判断いたしました。

たとえば、消費者庁が発行している「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方¹」では、二重価格表示において「販売実績の全くない商品」

¹ http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_35.pdf

の価格を比較対照価格に用いる場合を、不当表示に該当するおそれのある表示として例示しています（第4 2（2）ア（イ）、8頁）。そして、本件貴社が利用している「割引率」の表示にも同様の考えをとるとしていただきます（第5 2、15頁）。

平成28年11月24日付のAIU損害保険株式会社（当時）からの回答では、「こども24時間総合保険」は、「こども総合保険」と「自転車総合保険」が一緒になった保証内容となっているところ、当該保険について個人を対象とする販売は行っていない旨の回答を頂いております。

本件の「こども24時間総合保険」の保険料について、貴社は、客観的な算出基準に即したとしておりますが、その保険料の根拠となる「こども総合保険」及び「自転車総合保険」は、実際には個人に対して販売されていないものである以上、上記消費者庁の見解からすれば、一般消費者に安いとの誤認を与えるおそれが認められます。従いまして、当団体としては本件の「こども24時間総合保険」のパンフレット等から割引率に関する記載を除くなどして、有利誤認表示の疑義が生じないような表示に改めるよう要請いたします。

また、貴社は、他県においても同様のこども総合保険を販売・宣伝しているかと思われます。他県の「こども24時間総合保険」に類する保険においても、同様の要請をいたします。

以上の要請に対し、再度貴社のご見解をいただきたいと思いますので、9月末日を目処に、ご回答の程、よろしくお願い致します。

以上